

**第 8 期 21 日市市障がい福祉計画・第 4 期 21 日市市障がい児福祉計画策定
業務委託事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領**

1 趣 旨

本要領は、現行計画の計画期間の終了に伴う次期計画の策定（見直し）に当たり、「第 8 期 21 日市市障がい福祉計画・第 4 期 21 日市市障がい児福祉計画策定業務」の受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定する手続きについて、必要な事項を定める。

2 策定する計画

計 画 名	計画期間
第 8 期 21 日市市障がい福祉計画・第 4 期 21 日市市障がい児福祉計画	令和 9 年度～令和 11 年度（3 年間）

3 業務の概要

（1）業務名

第 8 期 21 日市市障がい福祉計画・第 4 期 21 日市市障がい児福祉計画策定業務

（2）業務 委託場所

山崎本社みんなのあいプラザ

（3）業務内容

別紙「第 8 期 21 日市市障がい福祉計画・第 4 期 21 日市市障がい児福祉計画策定業務仕様書」のとおり

（4）業務期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

（5）提案上限額

7,700,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※金額は、契約金額や予定価格を示すものではない。提案に当たっては上限額を超えないものとする。

4 業者選定方法

公募型プロポーザル

5 参加資格

次に挙げる条件をすべて満たしている事業者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 応募書類の提出時点において、廿日市市又は広島県から指名除外を受けていない者
- (3) 応募書類の提出時点において、会社更正法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続き開始の申立てがなされていないこと。又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づいて再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 参加表明書提出期限日において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申立てをしていないこと。
- (5) 暴力団、暴力団員及び暴力団準構成員並びに暴力行為の常習者又はそのおそれのある者でないこと。
- (6) 法人であること。
- (7) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (8) 他の地方公共団体での同種業務又は類似業務の実績、本業務を遂行する十分な能力及び適正な執行体制を有していること。
- (9) 個人情報保護について、本市の施策に準じた措置を講じることができること。
- (10) プライバシーマークを取得していること。
- (11) 本社または支社が広島県内にあること。
- (12) 直近 5 年以内に、廿日市市において委託業務の実績があること。
- (13) 障がい者計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画等策定支援の受託実績があること。

6 スケジュール

年 月 日	内 容
令和 7 年 11 月 10 日（月）～12 月 1 日（月）	公募開始・参加申込書等提出期間
令和 7 年 11 月 11 日（火）～11 月 17 日（月）	質問受付期間
令和 7 年 11 月 25 日（火）	質問書に対する回答期限
令和 7 年 12 月 1 日（月）	参加申込書等提出期限（募集終了）

令和 7 年 12 月 15 日（月）	企画提案書等提出期限
令和 7 年 12 月 24 日（水）	プレゼンテーション ※時間、場所等は、企画提案書受付確認後に通知
令和 8 年 1 月上旬	審査結果通知発送
令和 8 年 1 月上旬	契約締結
令和 8 年 2 月以降（予定）	調査票発送

7 参加申込書の提出等

（1）提出書類及び提出部数

ア 参加申込書（様式 1） 1 部

イ 申込書に関する資料各 1 部

（ア）登記事項証明書又は登記簿謄本（発行後 3 か月以内のもの）写しでも可

（イ）納税証明書（国税及び県民税の未納がないことを証明するもの。発行後 30 日以内のもの）写しでも可

（ウ）会社概要のわかるもの（パンフレット等も可）

（エ）障がい福祉・障がい児福祉計画等策定支援の受託実績のわかるもの

（2）提出期限

令和 7 年 1 2 月 1 日（月）

※ 開庁日午前 9 時から午後 5 時までの間に持参又は郵送（書留郵便に限る）により提出すること。なお、郵送する場合は令和 7 年 1 2 月 1 日を必着とする。

（3）提出先

〒738-8512

広島県廿日市市新宮一丁目 13 番 1 号

山崎本社みんなのあいプラザ 3 階 廿日市市健康福祉部障害福祉課

電 話 0829-30-9152

F A X 0829-20-1611

E-mail shogaifukushi@city.hatsukaichi.lg.jp

担 当 野田・都築

（4）提出された書類の取扱い

提出された書類は返却しない。また、提出された書類は本プロポーザルにおいて、受託候補者（第一交渉権者）を選定するために限り使用するものとし、それ以外の用途で

は使用しない。

8 質問書の提出等

質問がある場合は、次のとおり質問書（様式2）を提出すること。口頭による質問は受け付けない。

（1）受付期間

令和7年11月11日（火）～令和7年11月17日（月） 午後5時

（2）提出方法

本要領の「7 参加申込書の提出等」の（3）提出先へE-mailで送信すること。（送信後は、事務局に受信を確認すること。）

（3）質問書に対する回答

質問に対する回答は、質問内容を含めて本市のホームページにて公表する。公表にあたっては、質問者名を伏せた上で令和7年11月25日（火）までに回答する。

9 企画提案書の提出等

（1）提出書類及び提出部数

ア 企画提案書7部（正本1部、副本6部（副本はコピー可））

（ア）様式は任意とする。

（イ）企画提案書は、仕様書を踏まえ、次の項目「（2）企画提案書の作成に当たっての留意事項」を参照の上、別表の評価項目ごとに具体的な提案を行うこと。

イ 見積書7部（正本1部、副本6部（副本はコピー可））

（ア）様式は任意とする。副本は、提案者が判別できるような記載（ロゴも含む）を一切行わないこと。

（イ）見積価格は、消費税及び地方消費税の額を含めた総額を記載すること。

※見積書に記載する金額が、「3（5）提案上限額」を超えないようにしてください。

（ウ）積算根拠となる費目（人件費、事業費等）、単価等を年度別に記載すること。

ウ 情報非公開希望申立書（様式3）1部

（ア）提出書類は廿日市市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、対象文書として原則公開することとする。しかしながら、公にすることにより、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認めるに足る合理的な理由がある情報は、同条例第7条第3号の規定により非公開とできる場合がある。企画提案書において、当該規定適用により非公開とすることを希望する部分について、情報非公開希望申立書により、該当部分と、公開により正当な利益を害すると認められるに足る具体的な理由を明示すること。（ただし、本市の検討の結果、公開となる場合もある。）

(イ) 非公開を希望する部分がない場合でも、その旨を記載し、申立書を必ず提出すること。

エ プライバシーマーク取得認定書（コピー可）
更新歴があること。

(2) 企画提案書の作成に当たっての留意事項

ア 企画提案書の様式等

(ア) 用紙サイズは、A4版縦、横書きとする。

(イ) 文字サイズは、10.5ポイント以上とする。

(ウ) 使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

(エ) 両面印刷で50ページ以内（表紙はページ数に含めない）とし、印刷の色は、カラー、白黒を問わない。

(オ) ページ番号を付すること。

イ 企画提案書の基本構成

(ア) 企画提案書正本は、表紙に会社名を記載すること。副本は、提案者が判別できるような記載（ロゴも含む）を一切行わないこと。

(イ) 企画提案書の提案項目の順に題目を明記して記述すること。

(ウ) 過去の実績に基づくノウハウを、本業務の遂行に向けてどのように活用できるかを記述すること。

ウ 企画提案書の提案項目

別紙仕様書及び本実施要領を踏まえ、次の項目については必ず提案すること。

なお、企画提案した事項については、全て見積価格の範囲内で実施するものとする。

(ア) 本業務の目的

- ・業務の目的と本市の現状と課題について記載すること。

(イ) 業務遂行能力及び実施体制について

- ・業務のスケジュール及び実施体制の全体フローを記載すること。
- ・同類・類似計画等策定実績（貴社の概要に記載のある場合は、記載不要）

(ウ) 個人情報の取扱いについて

- ・個人情報漏えい事故を未然に防止する取組について記載すること。

(エ) 地域特性の把握支援及びそれぞれの地域課題の整理・分析支援

- ・調査や統計データに基づく本市の課題の現状分析と手法の提案、課題整理方針
- ・今後の施策や計画の進捗管理につなげられるような調査の工夫、調査の実施内容の提案（設問設計支援）と分析
- ・国や他自治体の動向等の把握
- ・障がい福祉・障がい児福祉計画において重視すべき事項

(オ) 策定委員会及びパブリックコメント等に係る資料作成支援

(カ) 計画素案等の作成支援

(キ) 仕様書の記載事項に付加して独自提案がある場合は、その内容を記載すること。

(3) 提出期限

令和7年12月15日(月)の午後5時までとする。なお、持参時は前日(土日祝日を除く)の午後5時までに持参日時を連絡すること。

(4) 提出先

本要領の「7 参加申込書の提出等」の(3)提出先に同じ。

10 辞退について

参加申し込みを辞退する場合は、令和7年12月10日(水)午後5時までに参加辞退届(様式4)を持参又は郵送(書留郵便に限る)により提出すること。

提出先は、本要領の「7 参加申込書の提出等」の(3)提出先に同じ。

11 委託事業者の審査・選定方法

(1) 審査方法

委託事業者の選定は、第8期廿日市市障がい福祉計画・第4期廿日市市障がい児福祉計画策定業務委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、企画提案書の内容を総合的に審査し、受託候補者を選定する。

(2) 面接審査(プレゼンテーション)

ア 実施日時 令和7年12月24日(水)

イ 実施時間 1者につき25分程度(提案15分、質疑10分)を予定

ウ 資料

プレゼンテーションは、企画提案書提出時の資料で行い、追加資料の提出は認めない。

プレゼンテーションは、企画提案書に記載された内容を元に項目順に説明すること。また、企画提案書に記載された内容の範囲内であれば、拡大用紙、パネル、プロジェクターを使用して説明することは可能とする。

プレゼンテーションに必要な機器等は、提案者が用意及び会場でのセッティングをすること。ただし、プロジェクターは市で用意することができる。

エ 出席者 提案書の実施体制に記載されている主たる管理責任者及び事業担当者が行うこととし、会場への入室は3名以内とする。

(3) 選定方法等

ア 企画提案書等提出書類の内容を総合的に評価し、各委員の採点により、受託候補者を選定する。

イ 委員会は別表の審査基準表に基づき、提出書類に記載された内容を審査項目ごとに採点する。

ウ 提案者が1者の場合であっても審査を実施する。

(4) 審査目的、評価基準及び評価項目

ア 審査目的

企画提案書は、具体的な契約交渉を行う事業者を選定するためのものである。企画提案書によって企画力や実現の可能性、業務遂行能力などを審査するが、提案内容がそのまま契約内容となるわけではない。具体的な契約内容及び委託金額は本市との交渉を通じて決定する。

イ 評価基準

企画提案書等提出書類及びヒアリング審査により、別表の審査基準表の評価項目ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる評価点を満点として評価し、総合的に判断する。

(5) 選定結果の通知

選定結果は、廿日市市ホームページにて掲載するとともに全提案者に書面で通知する。選定に関する異議等は受け付けない。

(6) 契約締結の交渉

最優秀提案者として選定された事業者を「受託候補者」と決定し、契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調の時は、次点の者と契約締結の交渉を行うこととする。

12 その他留意事項

(1) 本プロポーザル選考の参加に係る費用は、全て提案者の負担とする。

(2) 企画提案書は1者1案とする。

(3) 企画提案書提出期限終了後の提案等の修正又は変更は一切認めない。

(4) 提出された書類は返却しない。

(5) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製することがある。

(6) 提出書の著作権は参加申込者に帰属する。

11 守秘義務

受注者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務委託終了後も同様とする。

12 契約後業務の継続が困難となった場合について

(1) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、本市は契約の解除ができる。この場合、本市に生じた損害は、受注者が賠償するものとし、また、次期受注者が円滑に、かつ、支障なく当業務を遂行できるように引き継ぐものとする。

(2) 災害その他不可抗力等、本市及び受注者双方の責めに帰すことができない事由により

業務の継続が困難となった場合には、業務継続の可否について協議するものとする。また、一定期間内に協議が整わない場合には、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。なお、業務期間終了又は契約の取消しなどにより次期受注者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとする。

別表

審 査 基 準 表

評価項目	評価事項	評価 (点)
1 実施体制	・専門的な知識・ノウハウ・経験を有した担当職員、研究員の配置や数は適切か。 ・業務遂行にあたり、本市の要望を柔軟に対応（助言、支援）することが期待できるか。 ・緊急時の対応など、進捗管理の体制について適切な体制か。 ・審議会の開催等、選定までに想定されるスケジュールが設定されているか。 ・適切なスケジュールとなっているか。	15
2 具体的提案	・本市の障がい者の現状を理解し、具体的かつ的確な内容で調査を実施できるか。 ・アンケートの集計及び分析の方法に工夫があり、計画策定に適切な結果が求められるか。 ・アンケート回収率を向上させる取り組みについて工夫はあるか。	20
	・障がい福祉に関する法改正などの国・県の動向等に関する情報をとらえられているか。 ・最近の障がい者福祉に関する情勢はとらえられているか。	20
	・障がい者をはじめ、子どもから大人まで、広く市民に分かりやすく、見やすい工夫がされているか。 ・構成がわかりやすく、理解しやすいものであるか。 ・個人情報の管理が適切に行われているか。	25
3 業務実績	・業務を遂行するための実務経験・実績を有しているか。	10
4 見積価格	・見積価格が最も低かった事業者に満点を付す。その他の事業者については、見積価格が最も低かった事業者の見積価格（A）を、当該事業者の見積価格（B）で除して得た数値（A/B）に配点（点）を乗じて得た得点（小数点第1位を四捨五入） ○見積価格が最も低かった事業者 最低見積価格（A）＝10点 ○その他の事業者 $\frac{\text{最低見積価格（A）}}{\text{当該事業者の見積価格（B）}} \times 10 \text{ 点}$ (小数点第1位を四捨五入)	10
合計		100